

第16回京都市障害者自立支援協議会「権利擁護部会」 開催概要

開催日：令和3年3月24日（水） 10時～11時30分

場 所：職員会館かもがわ（大会議室）

出席者：構成員名簿参照

1 障害を理由とする差別に関する相談対応事例及び事例を踏まえた取組について 資料1

＜別紙1＞京都市における相談対応事例について

高山委員（No.5）について

京都市職員採用試験における募集要項に手話通訳の派遣に関する記載はあるか。

また、募集要項はハローワークにも置いているのか。

京 都 市 募集要項に手話通訳の派遣そのものを書いているかは確認できていない。人事委員会に確認し、書かれていなければ人事委員会に要請したい。また、ハローワークではおそらく配布しておらず、市役所や区役所、人事委員会にて募集要項を配布していると思う。

小坂委員（No.5）について

聴覚障害のある人から手話通訳者を付けて採用試験を受けられるのか相談を受けたことがある。

募集要項に記載がなかったので、担当課に問い合わせたところ、手話通訳者を自分で用意し受験することはできるとのことであった。果たして、受験者に用意させることが合理的配慮と言えるのだろうか。募集要項に京都市が用意するのかどうかをはっきりさせた方がよい。

京 都 市 人事委員会に確認したところ、人事委員会の方で手話通訳者の派遣を依頼することであった。再度確認し、そうでないのであれば、当部会の意見として人事委員会に伝えさせていただく。

＜別紙2＞京都府における相談対応事例について

高山委員（No.2）について

家電量販店で障害者手帳を出すという経験がない。耳が聞こえませんと伝えて、手帳提示を求められたことがない。障害の有無を確認するなら、店側は口頭だけでよかったのではないか。

京 都 府 商品の購入において手帳を求めるというプロセスが必要とは思っていない。大事なものは、説明を受けるときに配慮が必要であることを伝えて、店側がその場でできることを考えることと認識している。

今回の件は、相談者と店側とのやり取りの中で手帳を所持していることがわかったとのことであったが、合理的配慮を求めるときに、所持者に対してだけしか配慮しないという考え方は間違いであり、まだまだ考え方の理解が進んでいないと思う。今回は、店の方針で手帳の確認をしたものではなく、対応した職員が手帳を確認しなければならぬと思い込みがあった。当該職員は、これからは障害者差別解消法

のことを理解し、対応していきたいとのことであった。

岡田委員 (No.3) について

視覚障害のある方が御自身で電子申請することが難しいことから、代理入力による対応をいただけたことはよかった。一つの案件が解決したからそれでよかっただけでなく、代理申請が可能であることを広報してもらい、すべての人にとって解決するように努めてほしい。

座 長 権利擁護部会で話し合った案件や解決に向けて提案されたことの広報はホームページに挙がっているが、より広く周知されるようお願いしたい。

小坂委員 聖火ランナーの募集について、障害者の参加も見込まれるのに、障害者に関する記載が全てなかった。ホームページに障害者に対する配慮の記載はなかった。配慮として、視覚障害者なら伴走者を用意するのか、聴覚障害なら手話通訳者を用意するのかどうかといった記載がある方がありがたい。

京 都 府 またこちらから関係部局へ情報提供させていただく。

＜別紙 3＞総合支援学校における新型コロナウイルス感染事案について

岡 委 員 要望書には2人の生徒について書かれているが、別紙1には「濃厚接触者となった生徒全員」とある。生徒全員を十把一絡げに検査しないこととしたのであれば問題ではないか。濃厚接触者となった人数は全部で何人か。

京 都 市 17人の生徒が濃厚接触者として特定され、個々の障害特性等から判断した結果、17人全員についてPCR検査を実施せず、自宅で健康観察していただくことを決定したと確認している。

岡 委 員 しかし、一部の児童がPCR検査を受けられている。京都府自閉症協会の会員の方でも、重度の方で、多動で感染症についても理解できない方だが、濃厚接触者となり、PCR検査を受けた方がいる。事前にしっかりと何をするかを絵カードで伝えるなど視覚的支援をし、当日は親が本人を押さえて一瞬で終わり問題がなかったと聞いている。今回の件について、可能性がある人にはしっかり検査を受けられたのか。一括りにせず、一人一人について確認しなければならない。

京 都 市 体調に不安があり、個別に医療衛生企画課とやりとりをしていた方がいることは聞いているが、最終的に17人のうち何人が検査を受けたかは確認できていないので、あらためて確認する。

岡 委 員 陽性であれ陰性であれ、2週間の待機に変わりはないとのことだが、母親からすると大変な違いがある。陰性という結果があれば、まだ平穏な気持ちで過ごすことができる。陽性か陰性か分からなければ、いつ症状が出るのか24時間心配している状況である。もしかしたら母自身も感染していて職場にも迷惑をかけるかもしれないとずっと心配している。今回の対応は、その辺の気持ちが全く分かっていない。

京 都 市 その後の対応については確認させていただく。各家庭の事情や精神的負担への配慮についてこれまでも担当課に伝えているが、あらためて部会で御意見をいただいたことを伝えさせていただく。

宇川委員 今回の説明の中で、差別的な発言をしているつもりではないとあった。差別のつもりで言ったのではないということは様々な場面であることである。しかし、濃厚

接触者となった人や家族は焦りがあり、自分の行動を見直さなければならない、周りに迷惑をかけるかもしれないなど、自分を悪いと思っているかもしれない。説明する場面等で、相手の気持ちを理解しどう思うかをきちんと確認しながらであれば、今回のような齟齬はなかったと思う。言葉の掛け方が大切だと思う。

小坂委員 今回は、連絡の際の言葉遣いが単に冷たく事務的だったのではないか。PCR検査の考え方や陰性であっても2週間待機が必要なことは障害があってもなくても同じだと思うので、障害を理由とした差別には当たらないと思う。障害を理由にPCR検査をしなかったのかどうなのかを再度検証していただきたい。

京都市 今回の件における毎日の健康観察は、医療衛生企画課から当該学校の依頼のもと、教員が行っているが、単に事務的に対応するのではなく、濃厚接触者となった児童及び親御さんの気持ちを十分に汲んだ対応をするよう伝えており、教員も丁寧に説明しているとのことであった。そのため、冷たい言葉遣いをされていたという訳ではなかったと思える。

座長 事務局から医療衛生企画課への指導というのではないと思うが、コロナ関連の案件は今後また挙がってきたときは、障害者差別に関する相談の方で情報을挙げてもらえたらと思う。

中野委員 「検査をしない」と医者や関係者が一方的に決めたことが、御家族さんをはっきりさせたと思う。現状こういう条件で検査ができないと言われるのと、どっちにしても2週間の待機に違いはありませんと言われるのとでは違う。説明の在り方として残念。勝手に決められたことで余計に不安になったのではないか。

また、サービス利用者が濃厚接触者となった場合、陰性と分かれば支援が入れるかどうかは事業者が判断することであるが、検査しないことで、その判断すらできなかった。本当に家族だけでは介護できず、サービスを利用している人には検査は必要なことであった。医療従事者にできるだけ検査できるようにしてほしい。検査できる環境を整えていただければと思った。

京都市 当時と今では検査体制も変わってきている。今であれば、慣れた医療機関で安全に受けられる可能性も高い。個人個人の生活や家庭の状況も踏まえて考えて、適切な対応ができるよう医療衛生企画課にも情報共有させていただく。

岡委員 別の方からは、毎日保健所から電話があったそうだが、保健師は健康観察対象者だけでなく、同居する母の健康も気遣ってくれてすごく有難かったとの話も聞いた。保健師にはいろんな人がいるし、時期によっては大変なときもあったはず。今一度、対応の在り方を御検討いただきたい。

また、地震や台風等様々な災害が発生したときの障害者への合理的配慮・不利益の取扱いがどの程度まで必要なのか今後考えていきたい。

西村委員 精神科病院でクラスターが発生した際には様々な課題が明確になったと思う。精神疾患の方に限らず自分自身で感染予防の行動を取ることが難しい方がおられるが、障害のある方も等しく適切な治療を受けられるように想定と準備が必要。医療崩壊も指摘される現状では国民全体の課題とも言えるが、やはりこの部会の立場としては障害のある方の医療を受ける権利ということを要望していければと思う。

2 「権利擁護」に関する課題とその解決方法について（情報支援） 資料2-1, 2-2

京都市 情報支援について、今回は、「物の活用や工夫による情報支援」で、東部自立支援協議会から挙げていただいた「イラストの活用」について、グラフィッカーの方から「グラフィックレコーディング」について説明していただく。

グラフィッカー グラフィックレコーディングは、1980年頃にアメリカで生まれた技術で、日本には2005年頃に入ってきて、主に場を仕切る技術として活用されてきた。話をする中でも言葉だけでは見えないものを可視化して情報をすり合わせる、コミュニケーションをより円滑にするツールである。専門用語が多く出るときや時間の経過による変化など、情報処理が苦手な方でも、柔らかい絵と言葉に変換してわかりやすく示すことで、意見が出しやすくなることがある。役割としては、情報の交通整理、場の記録、価値観などが違う人同士の橋渡し。福祉分野ではケース会議などで活用している。

宇川委員 京都市として、グラフィッカーの派遣は、手話通訳者や要約筆記者の派遣と同様に、会議等における情報保障として考えているのか。

京都市 現時点では、グラフィックレコーディングを手話通訳者や要約筆記者の派遣と同様には取り扱っていないが、障害のある方への情報保障については今後も検討していきたい。

3 障害者差別解消法の見直しについて（報告） 資料3

事務局から、資料3に基づき、障害者差別解消法の改正法案について報告
質疑なし

以上